

衛生協力助成金の交付対象となる経費の例について

申請や支出の際には下表を参考にしてください。

ご不明な点は廃棄物対策課（直通：８２９－１３３６）までお問い合わせください。

なお、令和７年４月１日以降の購入分が対象となりますが、来年２月４日を期限とする実績報告書の提出時には、納品および支払いが完了し、領収書等が手元にある状態でご提出いただきますようお願いいたします。

【助成対象となる経費の項目】

ごみ収集所の管理、清潔保持等に要する経費で、下記の例のようなものとなります。

会議費	○会場使用料（会場を借上げる費用） ○資料代（資料の作成や印刷にかかる費用）
印刷費	○看板作成代、広報紙印刷代など
消耗品費	○収集所の清潔保持のための物品代 （カラスよけネット、分別用コンテナ、ほうき、ちりとり、消毒・消臭用品など） ○収集所の維持管理のための物品代 （ベニヤ板、波板、のこぎり、かなづち、看板を作成するためのペンキ代など） ○ごみの散乱防止のための物品代（ごみ袋、軍手、火ばさみなど）
賃借費	○ごみ収集所の地代
光熱水費	○ごみ収集所の管理や、地域の清潔保持のために使用する水道代 （使用量の半分以上がこれらの目的に利用されているものに限る）
委託費	○ごみ収集所の清掃を外部に委託した経費
研修費	○講師謝礼、講師交通費、チラシ、資料印刷代、書籍や広報啓発ビデオ等の購入代

【助成対象とならない経費の項目】

下記の経費は助成対象となりませんので注意してください。

×各種団体への負担金等
×懇親会、親睦会、新年会、忘年会、慰労会等の経費
×寄付金、募金
×役員報酬、交際費、慶弔費、祝金、見舞金、香典
×積立金、予備費、次年度への繰越金
×会議等での茶菓子代

また、消耗品等の購入に際して、店舗等のポイントが付与された場合、ポイント分は補助対象となりませんので、ご注意ください。

【助成金で支出した費用について】

レシート・領収書などの会計関係書類は <u>５年間大切に保存してください（提出は必要ありません）</u>
